

# 宿泊者名簿について

旅館業法において、営業者は宿泊者名簿を備えることが義務づけられています。

宿泊施設において感染症が発生した場合に、その感染経路を調査することや、テロ等の不法行為を未然に防止することを目的としているため、宿泊者に対して名簿を正確に記載するよう働きかけてください。

宿泊者名簿には、宿泊者全員を記載する必要があり、代表者のみの記載は認められません。

## 宿泊者名簿の記載事項

- ・ 氏名、住所、連絡先
- ・ 到着年月日、出発年月日
- ・ 日本国内に住所を有しない外国人の場合は、国籍、旅券番号（パスポートの写しを保管する場合は、記載を省略できます）

## 宿泊者名簿を備える場所

- ・ 旅館業の施設または営業者の事務所

## 保存期間

- ・ 3年以上保存してください（電子データでの保存も可能）

※ 裏面に、厚生労働省作成の案内文がありますのでご活用ください。

外国人宿泊者向けの案内文「パスポート呈示等のお願い」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130600\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130600_00001.html)



## パスポート呈示等のお願い

厚生労働省

日本政府は、法令に基づき、「日本国内に住所を有しない外国人」の方の宿泊に際しては、宿泊者名簿に、＊氏名 ＊住所 ＊連絡先 等の記載に加えて ＊国籍 及び ＊旅券番号 の記載を義務付けています。

また、日本政府は、旅券の呈示及びコピーも求めていますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## Request for producing of passports, etc. for identification purposes

Ministry of Health, Labour and Welfare

The Government of Japan, in accordance with the relevant laws and regulations, requires foreign nationals who do not possess an address in Japan to give the information of their nationalities and passport numbers in addition to their names, addresses and contact information, etc. in the register of lodgers when staying at a lodging. The presentation and photocopying of passports is also required by the Government of Japan. We appreciate your understanding and cooperation.

## 여권 제시 등의 부탁

후생 노동성

일본 정부는 법령에 의거하여 ‘일본 국내에 주소가 없는 외국인’이 숙박할 때에는 숙박자 명단에 ＊이름, ＊주소, ＊연락처 등의 기재와 더불어 ＊국적 및 ＊여권번호의 기재를 의무화하고 있습니다. 또 일본 정부는 여권 제시 및 복사도 요구하고 있으므로 이해와 협조를 부탁드립니다.

## 请出示护照等

厚生劳动省

日本政府根据法律规定，“在日本国内没有固定住所的外国人”在办理住宿时，在住宿者名册上，除了填写＊姓名＊住址＊联系方式等之外，还必须填写＊国籍和＊护照号码。此外，日本政府还要求出示护照及复印件，请您理解并给予配合。